

## 平成26年第4回笠松町議会定例会会議録（第4号）

平成26年12月17日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

### 応招議員

議 長	8番	安 田 敏 雄
副 議 長	3番	伊 藤 功
議 員	1番	尾 関 俊 治
〃	2番	古 田 聖 人
〃	4番	川 島 功 士
〃	5番	田 島 清 美
〃	6番	伏 屋 隆 男
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

### 不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

### 出席議員

応招議員に同じ

### 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員	小 林 正 明
会 計 管 理 者	杉 山 佐 都 美
総 務 部 長 兼 教 育 文 化 部 長	大 橋 雅 文

企画環境経済部長 兼住民福祉部長	岩越誠
建設水道部長 兼技監	奥村智彦
総務課長	村井隆文
企画課長	堀仁志
保険医療課長	服部敦美
福祉健康課長	浅野薫夫
水道課長	鈴木秀夫
教育文化課長 兼総合会館長	加藤周志

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	堀康男
書記	笠原誠
主任	堀場洋平

1. 議事日程（第4号）

平成26年12月17日（水曜日） 午前10時開議

日程第1	第73号議案	平成26年度笠松町一般会計補正予算について
日程第2	第74号議案	平成26年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算について
日程第3	第75号議案	平成26年度笠松町介護保険特別会計補正予算について
日程第4	第76号議案	平成26年度笠松町下水道事業特別会計補正予算について
日程第5	第77号議案	平成26年度笠松町水道事業会計補正予算について

開議 午前10時00分

○議長（安田敏雄君） ただいまの出席議員は10名で定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

---

日程第1 第73号議案から日程第5 第77号議案までについて

○議長（安田敏雄君） 日程第1、第73号議案から日程第5、第77号議案までの5議案を一括して議題といたします。

第73号議案 平成26年度笠松町一般会計補正予算についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

4番 川島功士議員。

○4番（川島功士君） まず8ページの2款 総務費、2項 企画費、1目 企画総務費の税番号制ということで、地方共同化システム機構を、済みません、もう一回説明してもらえますか。

それと、10ページの5款 農林水産業費、1項 農業費の4目 農地費の中のかんがい排水事業負担金ということで、これはパイプライン化の水漏れだということなんですけれども、水漏れの原因というのは何だったのかということをお教えください。

それと、11ページの7款 土木費、2目 公園費の中の機械器具費、トラクターということなんですけれども、トラクターというのは登録ナンバーが必要なのか、必要でないのかということについて、ちょっとお願いします。

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） 先ほどの総務費、企画費の企画総務費、中間サーバー・プラットホーム整備負担金の中で出ておりました地方共同法人についてでございますが、地方公共団体システム機構ということで、番号制度の導入前の地方公共団体が共同して運営する組織として地方自治情報センターがございましたが、それが26年4月1日で地方公共団体システム機構という形で総合行政システムL G W A N等の業務を引き継いだということでございます。

次の10ページの農林水産業費、農業費、4目の農地費のかんがい排水事業負担金ですけれども、老朽化に伴う水漏れということで、田んぼのほうに水が漏れていたというようなことでの報告で、この事業になったというふうに聞いております。以上です。

○議長（安田敏雄君） 奥村建設部長。

○建設水道部長兼技監（奥村智彦君） トラクターのナンバーにつきましては、今回の利用目的で公道を走るといっていただけではございませんが、特殊車両ということでナンバーは必要でございます。

[挙手する者あり]

○議長（安田敏雄君） 4番 川島功士議員。

○4番（川島功士君） 済みませんでした。

先ほどの地方共同化法人ですか。情報センターを引き継いだということですから、岐阜県の市町村がいろいろ関連してやっておったやつとは別のものということですね。昔あった情報センターということとはまた違う法人ということですね。ということの確認と、それとかんがい排水事業負担金のほうの、これって東幹線のパイプラインのことと違うんですか。

[「水路」の声あり]

そうですか。はい、わかりました。

それで、トラクターのナンバーは要りますということですね。わかりました。以上です。いいです、答弁は。

○議長（安田敏雄君） ほかにありませんか。

[挙手する者あり]

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） まず、先ほど川島さんのほうからも質問がありました総務費、2項 企画費の企画総務費の中間サーバー・プラットホーム整備負担金98万1,000円ですが、これがいわゆる背番号制、全国民につながっていく準備だと思いますが、それ自体はいつごろから実施になっていくのか、お尋ねします。

それから10ページの4款 衛生費、1項 保健衛生費の1目 保健衛生総務費の中の20節の扶助費の養育医療給付費163万2,000円、これは未熟児についてですが、もう少しこの仕組みを教えてください。

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） それでは、プラットホームのほうは、結局前が地方自治情報センターという財団法人で、例えば今住基カードなんかもそちらのほうで一括して取り扱いをしてくれることになっておるんですけども、これが今度マイナンバーに変わるということで、こちらの機構でいろいろやっていただけるということで、中間サーバーをそこに設置してということで番号付与という形になりますので、今年度一応システム整備をしまして、来年度10月ぐらいから番号付与が始まりまして、その翌年ぐらいからカード更新、交換というような形の作業に入ってくるかと思えます。

養育医療につきましては、未満児、要するに1歳未満の乳児が低体重、それから入院を要するような症状が出た場合に給付される母子保健法に基づく事業なんですけれども、ある一定の所得制限というのがありまして、自己負担が出ることになるんですけども、当町の場合は乳幼児医療がございまして、それでもって代理受領の形で福祉医療が給付されますので、実際

は個人負担はないという形になります。

低体重2,000グラム未満で、あと、いろいろあります。チアノーゼが出たりとか、黄疸が出たりとか、非常に入院措置が必要だというふうに医師が認めるような危ない状態の場合にそういった医療が施されるということです。

○議長（安田敏雄君） よろしいですか。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

○議長（安田敏雄君） ほかに。

〔挙手する者あり〕

6番 伏屋隆男議員。

○6番（伏屋隆男君） まず9ページの民生費の社会福祉費の中の福祉会館費と、それから11ページの教育費の中の小学校費と中学校費で、光熱水費がここだけ追加で出されておるんですけども、ほかの施設では光熱水費の追加はないんですけども、ここが追加をする理由ですね。これをお聞かせください。

それから10ページ、商工費の商工業振興費で産業振興助成金93万7,000円ですが、これのちょっと具体的な中身ですね。これもちょっと教えてください。

それから10ページ、衛生費の7目 福祉健康センター費で冷暖房の保守点検委託料27万9,000円ですが、これはガス漏れとたしか説明されたんですけども、ガス漏れということは、設置した業者が点検をしてくれるんじゃないかと思うんですけども、それに委託料というのが必要なのかどうか。普通は設置した業者がそういった危険性のあるものだったらサービスでしてくれるんじゃないかと思うんですけども、その辺、何で委託料が必要なのか、それをちょっと説明をお願いしたいんですけど、以上です。

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） まず福祉会館のほうの光熱水費につきましては、ちょっと同じ繰り返しになりますが、歴史民俗資料館が今引っ越ししてみえまして、その分の光熱水費の増ということと、あと漏水が以前からあるんですけども、業者さんをお願いしてちょこちょこは見ていただいておりますんですけども、ちょっと今年度また漏水の量がふえてきておるなあというふうで、今ちょっと調査中ということでの御説明をさせていただいたものです。

あと産業振興、10ページの商工費、商工費の2目の商工業振興費の産業振興助成金ということで28件分、今年度固定資産税が確定ということでの支払い分を今回補正させていただくということなんですけれども、件数的な話……。

○6番（伏屋隆男君） 今説明した固定資産税が確定したから、還付金を出すのか、これの使い道はどのようになっていますか。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） 還付金というか、税相当を助成するという  
ことで、還付金のように受け取られれば還付金のようにも受け取れますけれども。あくまで税  
相当額を助成するというものでございますが、よろしいですか。

○議長（安田敏雄君） 助成と還付金とどう違うんでしょうか。還付金というと、余分に払った  
んで戻ってきたような感じだけ。

〔発言する者あり〕

岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） 先ほど1点、答弁漏れがございまして、福  
祉健康センターの保守点検委託料の件がありましたけれども、当然保守点検の中で一応見つか  
りましたので、わかる範囲で修繕はしていただいたんですけれども、根本的に直っていない。  
ガスヒーポンということで、ガスで冷暖房をしておる施設なんです、福祉健康センターについ  
ては。その部分をもう一度きっちり細部にわたり全館的に点検するためにちょっと費用を要  
するという事になったものです。

あと、先ほどの産業振興支援の助成はあくまで助成ですので、還付と言うと税の還付のよう  
に思われますけれども、税の還付はいたしませんので、税相当額を助成するという事で、効  
果としては還付金と同じような効果が生まれるということです。

○議長（安田敏雄君） 大橋総務部長。

○総務部長兼教育文化部長（大橋雅文君） 私のほうからは、教育費の小学校費の光熱水費の関  
係、中学校費の光熱水費の関係でございますが、小学校の光熱水費につきましては、これは笠  
松小学校での夏場の空調利用が多くなりまして、ことしの夏は非常に暑かった関係でガスの使  
用量がふえたということで補正をさせていただくということでございます。

それと中学校のほうにつきましては、体育館のほうで、これはデマンド契約をしております  
が、そこで夏の暑い時期に全館空調を利用したときにデマンド契約の上限を超えたもんですか  
ら基本料金が上がったと。来年の8月までは高い基本料金ということになるわけですが、そう  
いったことで不足が生じた。それと、一部下水等の汚水量がふえて、水の使用量がふえて、  
下水道の使用料等がふえておると。そういったことによりまして、光熱水費の補正をさせてい  
ただきました。

〔挙手する者あり〕

○議長（安田敏雄君） 伏屋隆男議員。

○6番（伏屋隆男君） ありがとうございます。

それで、光熱水費は福社会館のほうで歴史民俗資料館の仮事務所の利用増ということで。で  
も、それを言ったのは、今年度入ってすぐ聞きましたよね。あらかじめ予測はされておったん  
ではないかなというふうに思うんですけれども、今の段階で補正するんじゃなくて、例えば6

月に補正するとかで、当初予算でもそれを見込んでいくとかということを検討しないとだめなんじゃないんですかね。要するにその分は聞いたけれども、その分を入れ忘れておったということですかね。その辺をもう一度ちょっとお願いします。

それと、小学校、中学校の光熱水費についても、ことしは夏が暑かったから、両方たくさん使ったと。それも予測ができたんじゃないかなあと思いますけどね。光熱水費というのは、毎年、前年度使った分に対してことしはどれだけ超えているということでやっているわけですね。それで不足していると補正の対応でやっている。その辺をちょっと余分に係数を掛けていくということも今後必要ではないかなというふうに思いますが、来年度予算に向けては、ちょっと検討してもらいたいというふうに思います。

それから福祉センターのガスですね。先ほど言いましたように、これは点検の中で見つかって、それでなおかつまたそれを詳しく調べるとのことなんですけれども、設置業者のほうでサービスでやってくれないんですよね。要するにガス漏れなんでしょう。機械そのものが悪かったら当然、あそこは建ってまだ20年たっていませんもんね、当然ながら。そんなに悪くなるようなものではないかなあとこのことを思いますが、その辺をまた委託料でやるというのも何かおかしいことだと思うんですけれども、業者の責任はどうなっているんですかね、これ。その辺ちょっとお願いします。

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） 福社会館の光熱水費の対応につきまして、歴史民俗資料館があちらのほうに移設してという話が持ち上がったのが、多分予算編成を締めてからだったような記憶ですので、多分当初から乗っけるというのは難しかったのではなかったかなあという記憶です。

あと、補正ですけれども、補正となるべく算定の根拠とか、いろいろなものの動向といえますか、見込みがなるべく精査されるというか、確実な額でできる限りは補正したいという事務方の考え方でちょっと遅くなったということですので、その辺は何とか御理解をいただきたいなあという思いがあります。

福祉健康センターのほうのガス漏れにつきましては、やはり通常の点検を超えて総合的な点検といいますか、チェックといいますか、そういうので委託をさせていただかなければならないという状況でしたので、それで実際点検してチェックして、それからどこをどういうふうに修繕すべきかという漏れておる箇所がわからないという話になるので、それから修繕料をまた組ませていただくという形になると思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（安田敏雄君） 伏屋隆男議員。

○6番（伏屋隆男君） そうすると、今のガスの件ですね、健康センターですけれども。業者の

機械に対する保証期間というのは必ずあると思うんですが、何年間保証するというのは。それはどうなっているんですかね。

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） 済みません。今ちょっと契約書のほうを多分確認に行っておるかと思いますが、標準的な考え方でいきますと、本体、躯体は大体10年で、機械設備などは5年というふうに言われておりますので、業者さんのほうもそれを逸脱した形で総合的にチェックしなければならないということで、そういう要求があったのではないかと考えております。

○議長（安田敏雄君） ほかにありませんか。

[挙手する者あり]

9番 船橋議員。

○9番（船橋義明君） 11ページ、2目 公園費ですが、備品購入費30万、ちょっとこれ、聞き漏らしましたもので、もう一度教えてください。

[「トラクターじゃないの」の声あり]

ああ、そうか。トラクターか。ごめん、それならわかった。

○議長（安田敏雄君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については、討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第73号議案は原案のとおり可決されました。

第74号議案 平成26年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算についての質疑を許します。

[挙手する者あり]

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 7,000万円の繰越金の中から基金にということですが、総計幾らになりますか、お尋ねします。

○議長（安田敏雄君） 住民福祉保険医療課長 服部さん、どうぞ。

○保険医療課長（服部敦美君） 基金のほうですけれども、7,000万円のほうを積み立てまして、残は2億4,468万4,929円となります。以上です。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

○議長（安田敏雄君） ほかにありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については、討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第74号議案は原案のとおり可決されました。

第75号議案 平成26年度笠松町介護保険特別会計補正予算についての質疑を許します。ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については、討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第75号議案は原案のとおり可決されました。

第76号議案 平成26年度笠松町下水道事業特別会計補正予算についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については、討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第76号議案は原案のとおり可決されました。

第77号議案 平成26年度笠松町水道事業会計補正予算についての質疑を許します。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については、討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第77号議案は原案のとおり可決されました。

---

#### 閉会の宣告

○議長（安田敏雄君） これをもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、平成26年第4回笠松町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、これにて平成26年第4回笠松町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時29分

上記は会議の次第を議会事務局長が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

平成26年12月17日

議 長                    安 田 敏 雄

議 員                    岡 田 文 雄

議 員                    尾 関 俊 治